# 特定空家等解体等委託仕様書

１．共通仕様

図面及び本仕様書に記載されていない事項は、全て建築物解体工事共通仕様書（令和４年度版）に準じる。

２．業務名

特定空家等解体等委託業務

３．用語の定義

本仕様書に記載する用語の解釈は以下のとおりとする。

（１）「委託者」とは、五所川原市をいう。

（２）「受託者」とは、本委託の受託実施者をいう。

４．業務の目的

本業務は、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家法」）第２条第２項に基づき特定空家等と該当判断した建築物又はこれに附属する工作物について、空家法第２２条第１０項に基づき、当該特定空家等の除却を行うものであり、近隣住民の生命、身体、財産を保護することを目的とする。

５．業務場所

五所川原市字下平井町 201 番地６　地内

６．業務委託期間

契約を締結した翌日から令和９年２月 28 日までとする。

７．除却対象物

別添位置図参照

８．実施場所における条件等

（１）受託者は、略式代執行の実施にあたり、近隣住民と調整を行い、住宅・駐車場等の進入路を確保したうえで作業を行うこと。また、作業員駐車スペースや解体作業スペースについても、現場の状況によって地権者等と折衝し確保すること。

（２）仮設トイレ・休憩用テントなどの施設の提供はない。

（３）解体業務は、委託者による代執行開始宣言が終了後、委託者の指示に基づき、速やかに着手すること。

（４）解体作業時及び作業終了後も安全対策は十分対応すること。また、騒音・振動等に留意し、近隣住民に迷惑をかけないようにすること。

（５）作業により発生する粉塵等について、広範囲に飛散しないよう努めること。

（６）不明な事柄については委託者と協議を行うこと。

９．現場代理人等

受託者は、解体作業の管理・作業について十分な資質・知識・経験を有する現場代理人及び主任技術者を定め、委託者に提出すること。

１０．受託者の事前準備及び作業上の注意事項

（１）事前準備

①着手前に必ず業務実施場所の状況を把握し、現地踏査を実施すること。異なる事項・状況などがある場合には速やかに委託者と協議し、対応について了承を得ること。

②連絡調整

解体作業を実施するにあたっては、事前に委託者と、解体業務の趣旨、方法、期間等の事項に関して協議し、必要に応じて関係機関及び近隣住民へ周知を行うこと。

③実施場所近隣及び作業車等通行道路に、通学路や学校・幼稚園・保育園・児童福祉施設・高齢者養護施設・障害者養護施設等（以下：「学校等」とする）が所在する場合、必要に応じて学校等に解体作業の趣旨、方法、期間等を説明し、安全上の協力をお願いすること。

④以上の行為については委託者に報告すること。また、業務の履行中に近隣住民から要望・意見等を受けた場合は直ちに委託者へ報告すること。

（２）作業実施

①各種法令に従うこと。

②作業中に疑義が生じたとき、又は不測の事態が生じたときは、独断により行動することなく、直ちに委託者に報告し、その指示を受けること。

（３）環境整備・安全対策等

①業務の実施にあたっては労働安全衛生法および労働基準法その他関係法令を遵守し、必要に応じて作業の安全を確保するために安全対策設備等を設置すること。

②作業範囲及びその周辺にみだりに人が立ち入らないようにし、安全措置を講じること。また、実施場所内道路及び実施場所隣接地を通行する者の安全に配慮すること。

③環境整備として、廃材や排土の飛散流出対策、仮設トイレ等の臭害対策、整理整頓等の措置を講ずること。

④解体作業名・作業予定期間及び連絡先等を明記した看板を明示すること。

⑤①～④で講じた措置はデジタル写真にて記録すること。

⑥受託者は１日の作業内容を記入した日誌を作成すること。

⑦受託者は１日の作業終了後、必要に応じて、作業内容を五所川原市防災管理課に報告すること。

（４）動産の扱い

①価値ある又は価値があると思われる動産（以下：「価値ある動産等」）を発見した場合は、直ちに委託者へ種別・発見した場所を連絡し、指示を受けること。

（５）写真撮影

①写真撮影はデジタルカメラ等にて撮影すること。デジタルデータは安全な保守管理を行うこと。

②作業実施日に、作業開始前、作業状況のわかる写真、作業終了時の写真を撮影し、日誌へ添付すること。

（６）対人対応

①一般市民へ対応した場合は、委託者に報告すること。

②報道関係者から取材の申し込みがあった場合は、その対応について直ちに委託者へ連絡し引き継ぐこと。

③所有者やその関係人を主張するものが来訪した場合は、直ちに委託者に連絡し、指示を受けること。

１１．検査

（１）検査は、受託者立会いのもと行うこと。

（２）作業期間中は必要に応じ、委託者が行う随時視察検査による指示に従うこと。

（３）受託者は、解体作業終了予定日について、解体作業終了予定日の５営業日前には委託者に報告すること。

（４）受託者は、解体作業終了予定日の２営業日前までに、委託者とともに現場確認をし、代執行終了について瑕疵がないか確認をする。

（５）解体業務は委託者の代執行終了宣言をもって完了とする。

１２．報告書の納品

（１）成果品及び納品方法

①報告書は、Ａ４ファイルに綴じて納品すること。

②報告書には作業開始前、作業状況のわかる写真、作業終了時の写真及び廃棄物の処理数量の集計、積込み・処分状況写真及びマニフェスト等関係票を添付し、その他必要な事項を記載すること。

③デジタル写真は、ファイル形式でＣＤ等媒体に記録して納品すること。

（２）納品時期

①作業完了後、令和９年２月 28 日までに納品すること。

（３）納品場所は、五所川原市防災管理課とする。

１３．その他

本仕様書の定めにない事項は委託者と協議して定めるものとする。

１４．問い合わせ先

五所川原市総務部防災管理課防災管理係
〒037-8686　青森県五所川原市字布屋町４１番地１
TEL:0173-35-2111　内線 2142　　FAX:0173-35-3617
E-mail:gosho-bousai@city.goshogawara.lg.jp